

## 鉦山保安法施行規則の一部改正案に対する意見募集の結果について

令和6年6月  
経済産業省  
産業保安グループ  
鉦山・火薬類監理官付

経済産業省では、令和6年5月2日（木）から令和6年5月31日（金）にかけて、「鉦山保安法施行規則の一部改正案に対する意見募集について」に対する御意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して2件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を以下のとおりまとめましたので公表いたします。

今回の募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも鉦山保安行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

### 1. 意見募集の実施方法

- ・募集期間：令和6年5月2日（木）～令和6年5月31日（金）
- ・実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」への掲載
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送、電子メール

### 2. 意見募集の結果

御意見の概要	考え方
改正は、他法規との整合性、保安のための厳格化、作業の簡素化といった理由で行われると思うのですがそのあたりがわかるような説明があればとても助かります。改正自体に特に異論はありません。	意見公募要領の「1. 意見公募の趣旨・目的・背景」でご説明した通り、デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しや他法令との整合性を図るといった理由から今般改正を行います。 なお、改正の概要を今後HPに掲載する予定です。
法令の英語の準公用語化を行うことは、各種資格の英語化の前提となるので重要なことと思われま。関連法令について、英語の参考訳を付し、英語の準公用語化を図るようしていただき、増加しつつある外国人労働者に、理解ができるようお計らいをお願いいたします。 また、作業監督者の説明資料や資格試験については、日本語のみとなっており、外国人労働者にとってハードルが高いものとなっています。作業監督者が選任されなければ、鉦山ではその作業ができず、死活問題となっています。作業監督者に関連する資格試験等の英語化の検討をお願いいたします。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。